

特別経営強化指導計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第16条)

 **相双五城信用組合**

《ダイジェスト版》

2025年2月



全国信用協同組合連合会

1. 特別経営強化指導計画の策定にあたって

当会では、2011年3月11日に発生した東日本大震災により被災した地域の中小規模事業者や個人の皆様に對する円滑な資金供給を担う重要な金融機関である相双五城信用組合に對し、2012年1月に資本増強支援を行うにあたり、財源面の支援として金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）附則における特定震災特例を活用いたしました。

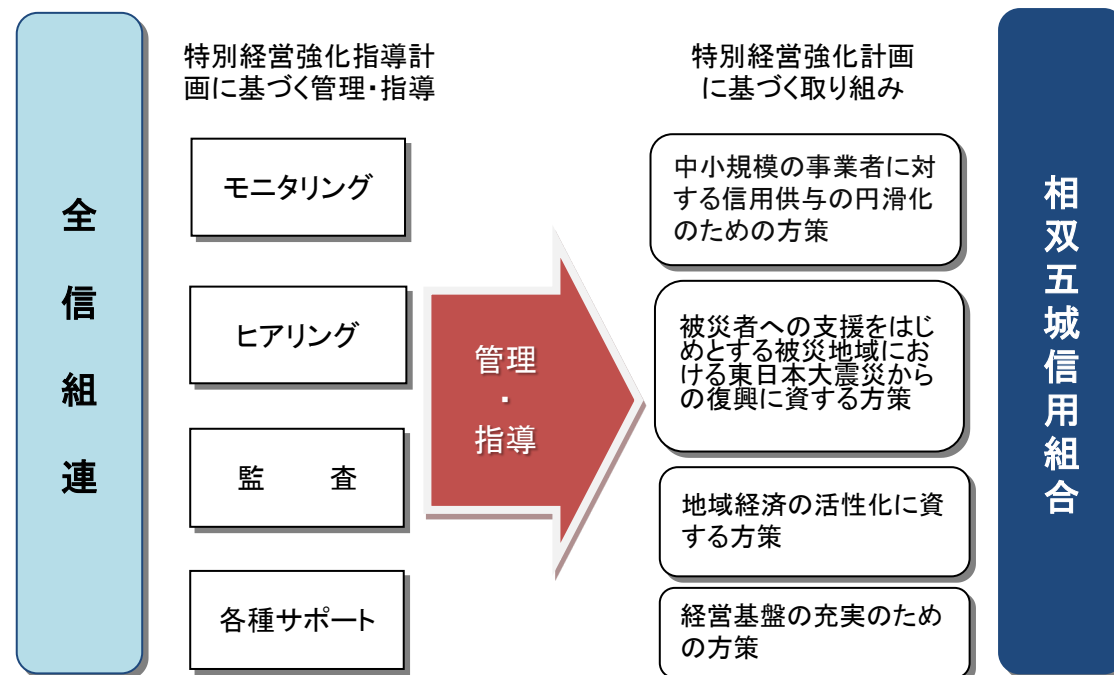
これにより、相双五城信用組合が地域の復旧・復興に向けた金融仲介機能を発揮するための足掛かりとなり、以後、信用供与の維持・拡大と各種サービスの提供に全力で取り組んできた結果、金融機能強化法第16条3項に規定する「経営が改善した旨の認定」を受けるに至りました。

一方で、相双五城信用組合の営業地区におきましては、東日本大震災から13年が経過し、復旧・復興に向けた計画的な社会インフラの整備が進んでいるものの、公共工事及び住宅投資は一段落しているほか、東日本大震災の原発事故に伴う放射能汚染による風評被害はなお継続しており、近年の自然災害による被災、さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が広域かつ多業種に及んでおり、地域経済は今もってなお厳しい状況が続いております。このため、相双五城信用組合に對しましては、引き続き、地域の皆様に対する円滑な資金供給を通じ、被災者支援・地域復興、地域経済の活性化に貢献することが求められております。

当会といたしましては、信用組合業界の系統中央機関として特別経営強化指導計画に基づく強力な指導を含め、相双五城信用組合に對する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

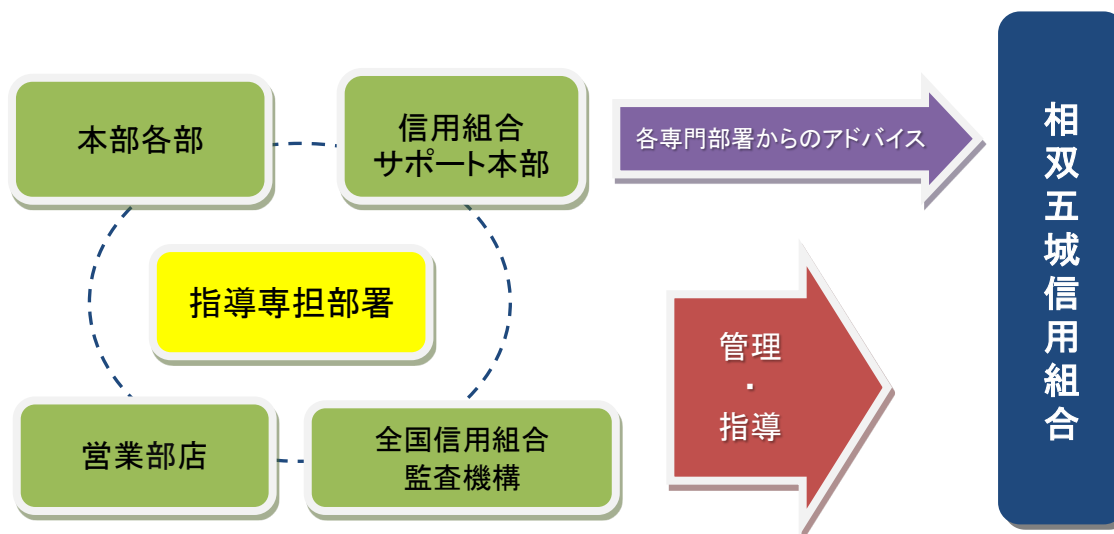
2. 経営指導方針

当会は、定期的なモニタリング、ヒアリング及び監査機構監査などによる管理・指導により、相双五城信用組合の特別経営強化計画の着実な履行をサポートしてまいります。



3. 経営指導体制

指導専担部署を中心とし、本部各部や管轄営業店と連携したきめ細かな指導・助言を行ってまいります。



4. 経営指導のための施策

①特別経営強化計画の進捗管理

- ・ 履行状況報告等を通じた進捗状況の管理と指導の実施。

②モニタリング、ヒアリング

- ・ 経営状況やリスク管理状況に関する定量・定性的な分析を通じた状況把握と指導の実施
 - 「トップとの協議」、「定期ヒアリング」、「所管部署別ヒアリング」等

③全国信用組合監査機構による検証・指導

- ・ 全国信用組合監査機構の監査による経営実態把握と、経営改善に向けたアドバイスの実施。

④計画の実施に必要な措置

- ・ 本業に関する好事例の情報提供や外部機関との連携強化
- ・ 取引先の販路開拓等に向けた他の信用組合の取組事例等の提供
- ・ 他の信用組合との取引先にかかる情報交流の仲介等の検討など事業再生支援へのサポート
- ・ 資金運用・リスク管理の強化に向けた有価証券、ALM等に関するサポート 等

5. 当会が保有する信託受益権の額及びその内容

(1) 信託受益権の額

信託受益権 21億円

(2) 算定根拠

相双五城信用組合が東日本大震災の影響による地域経済や金融市場の急激な変動にも耐えうる財務基盤を確保し、被災者支援をはじめとする金融仲介機能の発揮に万全を期すべく、21億円の信託受益権を当会が保有するものです。

保有額の算定にあたっては、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について（金融機能強化法ガイドライン）」に基づき、信託受益権の額のうち50億円以下の金額に10分の2を乗じて計算した金額と当該額のうち50億円を超える金額に10分の1を乗じて計算した金額との合計額を目安としております。

(3) 内容

1	信託	相双五城信用組合優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	信託設定時元本	21億円
4	配当の方法	確定配当（非累積）
5	配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト ただし、日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
6	信託設定日	2012年1月18日
7	受益権譲渡日	2012年1月18日
8	信託予定期間	37年（2048年3月）
9	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存信託受益権 元本の割合に応じた数とする

金融機能強化法を活用したスキーム（信託方式）

